

(非公式訳)

投資委員会布告

第 1/2557 号

件名：生産効率を向上するための投資促進措置

省エネルギー、代替エネルギー使用、環境インパクト軽減のための機械入れ替え、生産効率を向上するための研究開発支援、エンジニアリングデザインを促すため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は、以下の措置を發布する。

第1項 省エネルギー、代替エネルギー使用、環境インパクト軽減のための投資奨励措置

- 1.1 本措置は奨励事業か否か問わず既存事業に適用する。奨励事業でない場合は投資委員会が發布した奨励対象事業でなければならない。
- 1.2 既存の奨励事業は法人税免除・減免期間満了後または法人税の免除恩典のプロジェクトの場合、本措置の下で奨励を申請することができる。
- 1.3 土地代および運転資金を除き投資金額は最低 100 万バーツ以上でなければならない。ただし、中小企業(SMEs)の場合、土地代および運転資金を除き投資金額は最低 50 万バーツ以上でなければならない。
- 1.4 中小企業(SMEs)になる事業は以下の条件とする。
 - 1.4.1 奨励事業、非奨励事業の全事業の合計で、土地代および運転資金を除き、2 億バーツ以下であること。
 - 1.4.2 登録資本金にタイ国籍の自然人が 51%以上持つこと。
- 1.5 以下の何れかひとつのことを遂行し、省エネルギー、代替エネルギー使用、環境インパクト軽減のための機械入れ替え計画を提出すること。
 - 1.5.1 指定の比率でエネルギー使用量を削減するために近代技術の機械に入れ替えに投資すること。
 - 1.5.2 全体のエネルギー使用量に対し、指定の比率で代替エネルギーを使用するために近代技術の機械に入れ替えに投資すること。

1.5.3 指定の基準で環境インパクト軽減のために機械に入れ替えに投資すること。

1.6 恩典は以下の通りとする。

1.6.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。

1.6.2 改善のための、土地代および運転資金を除く投資金額の50%を上限に法人税を3年間免除する。なお、法人税免除対象の収入は既存事業からのものとする。

1.6.3 法人税免除期間は奨励証書受理後収入が発生した日からとする。

1.7 2017年12月31日までに奨励申請をしなければならない。また奨励証書発行日より3年以内にプロジェクトを完成しなければならない。

1.8 本措置において既存事業による全規模の投資プロジェクトへの奨励認可は投資委員会事務局にその検討を委ねる。

第2項 生産効率向上のための機械入れ替え投資奨励措置

2.1 本措置は奨励事業か否か問わず既存事業に適用する。奨励事業でない場合は投資委員会が発布した奨励対象事業でなければならない。

2.2 既存の奨励事業は法人税免除・減免期間満了後または法人税の免除恩典のプロジェクトの場合、本措置の下で奨励を申請することができる。

2.3 土地代および運転資金を除き投資金額は最低100万バーツ以上でなければならない。ただし、中小企業(SMEs)の場合、土地代および運転資金を除き投資金額は最低50万バーツ以上でなければならない。

2.4 中小企業(SMEs)になる事業は以下の条件とする。

2.4.1 奨励事業、非奨励事業の全事業の合計で、土地代および運転資金を除き、2億バーツ以下であること。

2.4.2 登録資本金にタイ国籍の自然人が51%以上持つこと。

2.5 指定の基準で生産効率向上のために既存生産ラインの自動化など機械入れ替え計画を提出すること。

2.6 恩典は以下の通りとする。

2.6.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。

2.6.2 改善のための、土地代および運転資金を除く投資金額の50%を上限に法人税を3年間免除する。なお、法人税免除対象の収入は既存事業からのものとする。

2.6.3 法人税免除期間は奨励証書受理後収入が発生した日からとする。

2.7 2017年12月31日までに奨励申請をしなければならない。また奨励証書発行日より3年以内にプロジェクトを完成しなければならない。

2.8 本措置において既存事業による全規模の投資プロジェクトへの奨励認可は投資委員会事務局にその検討を委ねる。

第3項 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザインの投資奨励措置

3.1 本措置は奨励事業か否か問わず既存事業に適用する。奨励事業でない場合は投資委員会が発布した奨励対象事業でなければならない。

3.2 既存の奨励事業は法人税免除・減免期間満了後または法人税の免除恩典のプロジェクトの場合、本措置の下で奨励を申請することができる。

3.3 土地代および運転資金を除き投資金額は最低100万バーツ以上でなければならない。ただし、中小企業(SMEs)の場合、土地代および運転資金を除き投資金額は最低50万バーツ以上でなければならない。

3.4 中小企業(SMEs)になる事業は以下の条件とする。

3.4.1 奨励事業、非奨励事業の全事業の合計で、土地代および運転資金を除き、2億バーツ以下であること。

3.4.2 登録資本金にタイ国籍の自然人が51%以上持つこと。

3.5 指定の基準で研究開発およびエンジニアリングデザインの投資計画を提出すること。

3.6 奨励申請日より最初の3年間の売り上げの1%以上研究開発およびエンジニアリングデザインへの投資もしくは費用がなければならない。中小企業の場合、奨励申請日より最初の3年間の売り上げの0.5%以上研究開発およびエンジニアリングデザインへの投資がなければならない。

3.7 恩典は以下の通りとする。

3.7.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。

3.7.2 改善のための、土地代および運転資金を除く投資金額の50%を上限に法人税を3年間免除する。なお、法人税免除対象の収入は既存事業からのものとする。

3.7.3 法人税免除期間は奨励証書受理後収入が発生した日からとする。

3.8 2017年12月31日までに奨励申請をしなければならない。また奨励証書発行日より3年以内にプロジェクトを完成しなければならない。

3.9 本措置において既存事業による全規模の投資プロジェクトへの奨励認可は投資委員会事務局にその検討を委ねる。

2014年8月19日より有効とする。

布告日 2014年9月16日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長